

令和3年度 第4回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月4日 13時30分から13時45分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	6番	宮尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 現況証明願いについて

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務次長 末永次長

農地係 高橋主事

農地係 田村主事

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数を9人です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回総会を開催いたします。

日程に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間を縮小して開催いたしますので、よろしくお願いします。

それでは早速、日程に入らせていただきたいと思います。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、8番守谷学君と9番木村建二君を指名いたします。

日程第3、事務報告。内容について、事務局より報告いたします。

小林局長 日程第3、事務報告。事務報告については、令和3年9月30日から令和4年2月3日となっております。

9月30日、令和3年度第3回農業委員会総会を開催しております。委員8名、事務局4名の出席となっております。

10月18日、農地利用状況調査を実施しております。委員5名、事務局3名の出席となっております。農地法第30条のルールに基づき年1回、農地の利用状況を確認することとなっております。中山間事業と合わせた取組となっておりますことを申し添えます。

10月21日、令和3年度農業者年金記録管理システム研修会をオンライン方式により役場庁舎内で実施し、高橋主事が出席しております。年金業務については、申請は紙ベースでの提出となっておりますが、年金基金での管理はシステムによる管理となっておりますので、そのシステムの操作方法についての研修となっております。

11月11日から12日、令和3年度のうねんセミナーを札幌市にて開催しており、高橋主事が出席しております。うねんセミナーについては申請から受給まで、事例を基に対処の仕方についての研修となっております。

1 1月15日、令和3年度宗谷農村パートナー対策協議会第2回運営委員会を役場庁舎内で実施し、末永次長が出席してございます。本年度、宗農連の取組については、コロナウイルス感染拡大の影響によりイベント等の実施ができていないのが状況であります。そうした中、コロナ禍でもできる事業を実施することとして、2月16日にオンライン方式による「女性に対する接遇研修会」を実施することとしております。

1 1月30日から12月1日、秋の大学訪問を実施し、末永次長が出席しております。実施をするにあたり、感染対策を行い札幌市内のホテルの会議室を借りて実施をし、酪農学園大学の学生13名が参加しております。現在、自分たちが現場で行っている「仕事の内容」や「猿払はどんなところ」などをプレゼン方式で説明し、その後、新規就農に関する意見交換を行ってきております。

1 2月14日、令和3年度年金制度改正説明会を旭川市にて開催し、田村主事が出席しております。今回の改正は、令和4年1月1日以降から一定要件を満たす方の通常加入保険料が2万円から1万円に引き下げられることと、令和4年4月1日以降から老齢年金の受給年齢が65歳から75歳までに受給する制限が設けられたこと、令和4年5月1日以降から加入年齢が60歳までから65歳までに変更になったこと、この3点となっております。

1 1月26日から27日、農地情報公開システム研修会を札幌市で行う予定でしたが、コロナウイルス感染拡大の影響で中止となりました。

2 2月2日、ブロック別農地業務担当者職員研修会を旭川市で行う予定でしたが、こちらもコロナウイルス感染拡大の影響で中止となりましたが、こちらの研修会は、日にちを改めましてオンライン方式で行うこととの連絡がありました。事務報告については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問などございませんでしょうか。

なければ、議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題といたします。内容について、事務局より説明します。

小林局長

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和4年2月4日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回の報告につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっておりまして、4社の報告につきましては附属資料見出し議案第1号にチェックリスト、報告書、決算書の写しが添付してあります。これらの内容につきまして、ファイルを回しますので、お時間を頂きましてご確認のほどよろしくお願ひします。以上です。

(委員一同回覧中)

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案どおり可決いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。内容について、事務局より説明します。

小林局長 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。令和4年2月4日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては1件です。浜猿払3732の3、現況畑、面積40,075㎡、から浅茅野3750の2、現況畑、面積66,233㎡。合わせて12筆、合計691,666㎡。譲渡人、浜猿払〇〇〇〇。譲受人、浜猿払〇〇〇〇。利用権は使用貸借件で許可日から20年間となっております。経営移譲に基づく親子間の利用権設定となっております。

附属資料見出し議案第2号に審査表を添付してあります。判断理由第2項第1号から第7号まで適当となっております。また、位置図も添付してありますのでご確認ください。私からの説明は以上です。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。

質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案どおり可決いたします。

日程第6、議案第3号、現況証明願についてを議題といたします。内容について、事務局より説明します。

小林局長 日程第6、議案第3号、現況証明願について。下記のとおり現況証明願の提出がありましたので、ご審議願います。令和4年2月4日提出。猿払村農業委員会

会長水野正継。

案件につきましては、雪崩防止柵の設置に伴いボーリング調査を実施するにあたり、保安林指定をすることが条件となっております。知来別2846番地1は農地として利用しておりますが、知来別1300番地3との隣接境界付近は農地になっておりませんので、一部原野ということの現況証明の確認をしたいと思えます。

位置図については、附属資料見出し議案第3号に図面を添付してありますのでご確認願います。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、現況証明願についてを原案どおり可決いたします。

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。内容について、事務局より説明します。

小林局長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、ご審議願います。令和4年2月4日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

案件としては1件です。3利の1。浅茅野台地2684の1、現況採草畑、地積10,906㎡から、浅茅野台地3680の35、現況採草畑、地積779㎡。合わせて11筆で地積の合計421,097㎡。

対価と致しまして使用貸借権。利用権の開始は令和4年2月4日、利用権の終期は令和14年2月3日。譲渡人、千歳市〇〇〇〇。譲受人、浅茅野台地〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。

この農地については贈与税の納税猶予の対象であることから、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、利用権設定事業による特定貸付けを行うことにより継続して納税猶予が受けられるようになります。

こちらにつきましても、附属資料の見出し議案第4号の方に図面を載せてございます。内容の方のご確認お願い致します。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決いたします。

日程第8、その他。その他として、事務局から何かあります。

委員の皆様から何かございませんか。

なければ、第4回農業委員会総会を終了いたします。本日は、どうもご苦勞様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

守谷 学

会議録署名委員

木村 建二